

なぜ、憲法に人権規定があるのか

その裏側に隠された歴史を読みとろう

日本国憲法では、近代ヨーロッパの市民革命によって獲得された自由権的権利だけではなく、ドイツのワイマール憲法(1919年)で確認された社会権(生存権)も保障されている。

つまり、日本国憲法の人権規定は、世界の国々で積み重ねられてきた歴史の教訓に基づいて定められたものなのだ。日本国憲法の一つ一つの条文の持つ、重要な意味を感じ取ってほしいと思う。

さて、この「なんでもやねん」では、なぜ日本国憲法に「この規定」があるのかを考える参考資料として、日本の、拷問と刑罰の歴史の一部を紹介しよう。

大宝律令や養老律令という日本の律令は、当時の世界では最もすぐれた「刑法」をもっていた。その律令では、刑罰は、答・杖・徒・流・死が定められていて、罪に応じた刑罰が用意されていた。後の時代に登場するような残虐な刑罰や拷問は、律令時代には禁止されていた。やがて、戦国時代にはいと、残虐な刑罰や拷問がさかんに用いられるようになる。そして、その大半は江戸時代でも行われた。

明治維新後、明治政府は江戸時代の刑罰と拷問をそのまま行っていた(左の写真参



獄門(明治24年撮影) 英人ドローサー撮影
 名和号「後防門前」登山道 165より

照)。その残虐な刑罰や拷問は、ヨーロッパ人に「後進国日本」の証だと批判され、明治の文明開化の中で徐々に廃止されるようになった。

しかし、治安維持法が制定されてからは、秘密裏に拷問は許され、警察署の留置場で多くの被疑者が拷問で殺された。そのような残虐な拷問

が、第二次世界大戦の敗戦まで続いていた。それが、つい最近(日本国憲法が制定される直前)の日本の刑罰史なのである。

- ① 江戸時代の拷問: 町奉行所ではなく、牢屋敷で行われた。正式に認められた拷問として、答打、石抱き、海老責、釣し責の4種があった。

なお、拷問をするには、老中の許可が必要で、基本的には死罪、あるいはそれに準ずる罪を犯したと思われる者で、自白しない者に行われた。



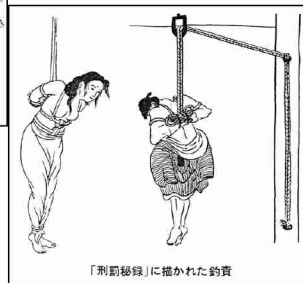
答打も(職のかげ方と答の形式)



「拷問要訣」の海老責



石抱き
 三角に割った木束を5本並べ、その上に正座をさせ、
 1枚約48.75kgの石を腰に乗せた。



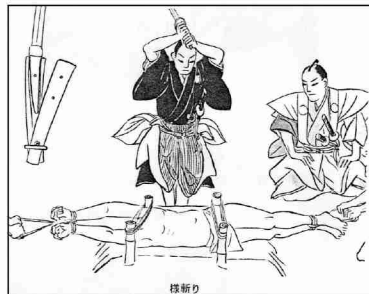
「刑罰秘録」に描かれた釣責

これらの図版は、
 佐間良彦著
 『図説 江戸の司法警察事典』柏書房
 1980年より引用した。

② 江戸時代の刑罰は、律令時代の答・杖・徒・流・死を踏襲していたが、死刑が基本刑であった。また、死刑の執行方法にランクがあった。

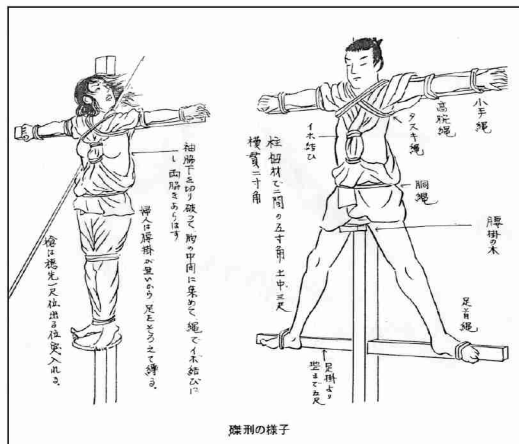


斬首仕度



磔斬り

これらの図版は、
笹間良彦著『図説 江戸の
司法警察事典』柏書房
1980年より引用した。



磔刑の様子



『徳川刑罰図説』による火焼りの刑